別紙様式第十四号の二第二の3(3)の表中

少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×
少数株主利益（又は少数株主損失）	×
当期純利益（又は当期純損失）	×
少数株主利益（又は少数株主損失）	×
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×

を

×× ×× ×× ×× ××	当期純利益（又は当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）
	××× ××× ×××

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1．中「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に改め、同記載上の注意8．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十四号の二第二の3(3)の表記載上の注意11．中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十四号の二第二の4の表中「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

別紙様式第十四号の二第二の5（直接法により表示する場合）の表中

少数株主への配当金の支払額	

を

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	

に改める。

別紙様式第十四号の二第二の5（間接法により表示する場合）の表中

少数株主への配当金の支払額	

を

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	

に改める。

別紙様式第十五号第1の16．を次のように改める。

16．貸倒引当金

当期末残高

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当金勘定					
合計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第十五号第1の17．〔国内基準に係る単体自己資本比率〕の表中「オフ・バランス項目」を「オフ・バランス取引等項目」に改める。

別紙様式第十五号第2の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十五号第3の表記載上の注意10．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十五号第3の表記載上の注意12．中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第二号の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額